

鹿児島県
特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成27年11月9日策定
令和3年9月15日改正

鹿児島県デジタル推進本部

特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

県では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定められた事務において個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

○ 県の範囲

本基本方針が適用される組織としての県の範囲は、知事部局、出納局、各種委員会事務局、各教育機関、警察本部（警察学校及び各警察署を含む。）、県立病院局、工業用水道部及び議会事務局とする。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（法令遵守）

（1）特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等^{（注）}を遵守する。

（注）法令等には次のものを含む。

- ・ 番号法
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）
- ・ 鹿児島県個人情報保護条例及び同施行規則
- ・ 鹿児島県情報セキュリティポリシー
- ・ 知事の保有する個人情報の適正管理に関する要綱
- ・ 鹿児島県教育委員会の保有する個人情報の適正管理に関する要綱

(安全管理措置)

(2) 特定個人情報等の漏えい，滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(適正な収集・保管・利用・廃棄，目的外利用の禁止)

(3) 特定個人情報等は，番号法に定められた事務のうち，あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用，収集・保管及び提供するとともに，不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また，目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(委託・再委託)

(4) 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合，委託先（再委託先を含む。）において，番号法に基づき県自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(継続的改善)

(5) 特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し，その改善に努める。

3 問合せ先

(1) 一般的な問合せ（苦情相談等を含む）

総合政策部デジタル推進課情報化推進係 電話099-286-2389

(2) 開示請求に関する問合せ

総務部学事法制課県民情報係 電話099-286-2144